

議案第19号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年2月25日提出

三芳町長 林 伊 佐 雄

提案理由

職員の年次有給休暇等の取得期間を改定するため、本条例を改正したく、提案するものである。

## 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年三芳町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「1の年ごと」を「1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）ごと」に、「1の年において」を「1の年度において」に改め、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同項第3号中「当該年の前年」を「当該年度の前年度」に、「当該年に」を「当該年度に」に改め、同条第2項中「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」に改める。

第14条第2項第13号、第16号及び第17号中「1の年」を「1の年度」に改め、同項第18号中「7月から9月」を「6月から10月」に改め、同項第22号中「1の年」を「1の年度」に改める。

第16条第3項中「1の年」を「1の年度」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正前の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項の規定により令和8年1月1日に年次有給休暇を付与された職員に対し、この条例による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第12条第1項の規定により令和8年4月1日に職員に年次有給休暇を付与する場合は、同項中「20日」を「5日」と読み替えた日数を付与する。

3 旧条例第12条第1項の規定により令和7年1月1日に付与された年次有給休暇を同条第2項の規定により繰り越して使用することができる期限は、令和9年3月31日とする。

4 旧条例第12条第1項の規定により令和8年1月1日に付与された年次有給休暇を使用することができる期限は令和9年3月31日とし、同条第2項の規定により繰り越して使用することができる期限は令和10年3月31日とする。



地方公営企業労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の町規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で町規則で定める日数

2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、町規則で定める日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

3 略  
（特別休暇）

第14条 略

2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。

(1)から(12)まで 略

(13) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の任命権者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(14)及び(15) 略

(16) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号について同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして町長が別に定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る

地方公営企業労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の町規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で町規則で定める日数

2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、町規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 略  
（特別休暇）

第14条 略

2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。

(1)から(12)まで 略

(13) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（当該通院等が体外受精その他の任命権者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(14)及び(15) 略

(16) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号について同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして町長が別に定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る

行事のうち規則で定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(17) 条例第15条第1項に規定する要介護者の介護その他の町長が別に定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲の期間

(18) 心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合 1の年の6月から10月の間において5日の範囲内の期間

(19)から(21)まで 略

(22) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年度において5日の範囲内で必要と認める期間  
アからウまで 略

(組合休暇)

第16条 略

2 略

3 組合休暇は、1の年度につき20日を超えて与えることはできない。

4 略

行事のうち規則で定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(17) 条例第15条第1項に規定する要介護者の介護その他の町長が別に定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲の期間

(18) 心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合 1の年の7月から9月の間において5日の範囲内の期間

(19)から(21)まで 略

(22) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年において5日の範囲内で必要と認める期間  
アからウまで 略

(組合休暇)

第16条 略

2 略

3 組合休暇は、1の年につき20日を超えて与えることはできない。

4 略